

〇〇年 〇月 〇日

法務大臣 殿

届出者 許可番号第〇〇〇番

郵便番号 \*\*\*-\*\*\*\*

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目〇番〇号

電話番号 ( \*\* ) \*\*\*\*-\*\*\*\*

商 号 〇〇債権回収株式会社

代表者の氏名 〇〇 〇〇

### 変更等届出書

下記の事項について変更等がありましたので、債権管理回収業に関する特別措置法第7条第1項の規定により届け出ます。

#### 記

年 月 日	事 項
〇〇年〇月〇日	～取締役が退任し、同一人が監査役に就任したとき～  【役員等の変更】 退任 取締役 氏名 〇〇 〇〇 住所 東京都千代田区霞が関一丁目△番△号
〇〇年〇月〇日	就任 監査役 氏名 〇〇 〇〇住所 東京都千代田区霞が関一丁目△番△号 兼職状況 □□株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目□番□号 消費者向け貸金業（6411）

○注意事項○

・役員が取締役から監査役，又は監査役から取締役就任するときは，【役員等の役職名又は呼称の変更】ではなく，【役員等の変更】に係る変更等届出書を提出してください。なお，退任と就任を同一の変更等届出書で届け出る場合に限り，当該役員に係る住民票を添付する必要はありません。